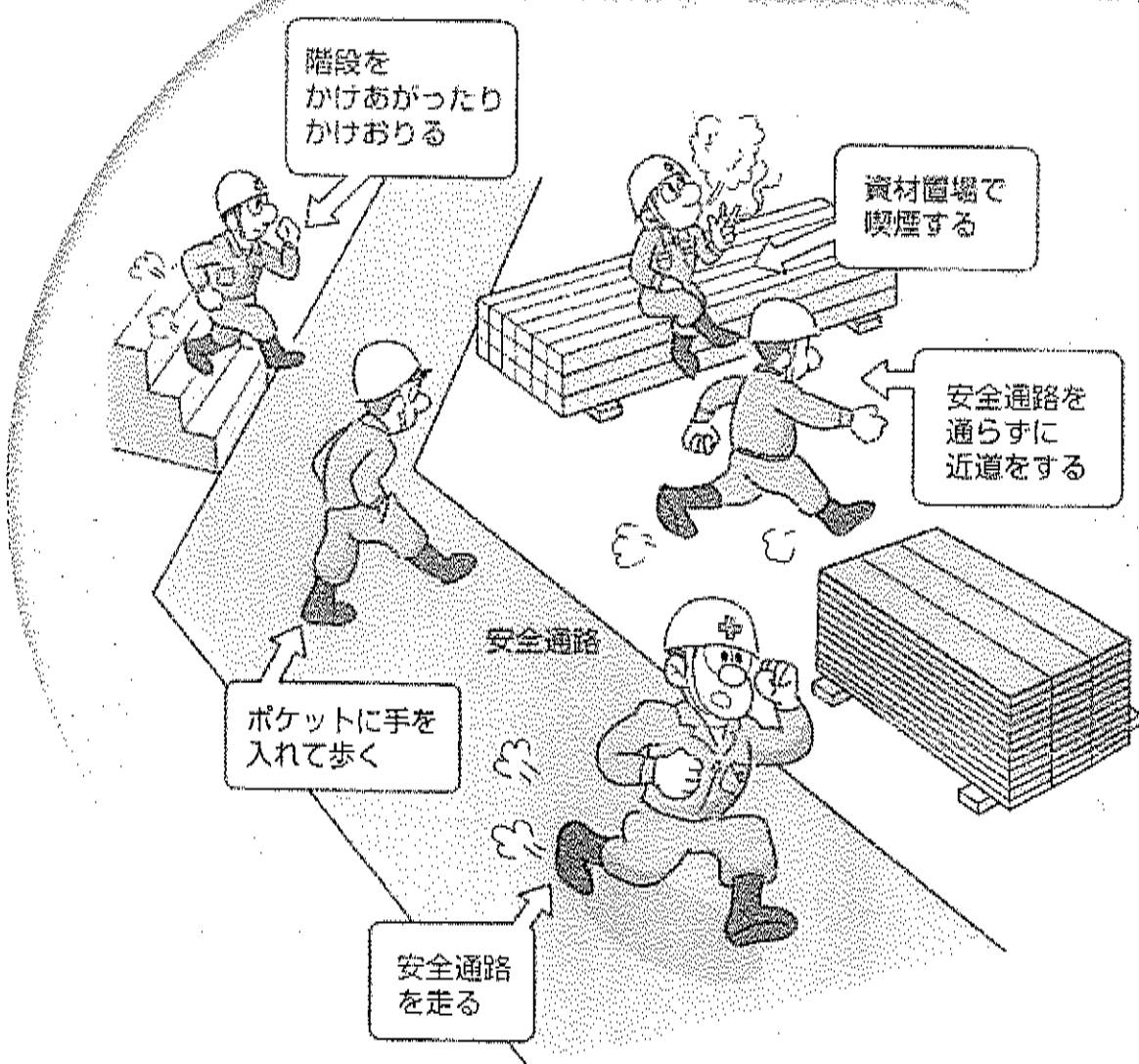


このような労働者の不安全な現場を見かけませんか？

労働災害発生の原因になりますよ！

# 建設工事に従事する労働者に対する 安全衛生教育（建設従事者教育）のご案内



現場の労働者の不安全行動（ヒューマンエラー）による労働災害をふせぐため、建設業労働災害防止協会では「建設現場における労働者に対する安全衛生教育」（略称「建設従事者教育」）を実施しています。

国土交通省管轄工事の工事成績評定に加点されます。

この教育は現場で行う実技体験教育をとおして労働者の不注意から発生する災害をふせぐ教育です。

**1年に1回、この教育を実施し、「危険ゼロの現場」にしましょう！**



けんせつぎょうろうどうさいがいぼう しぎょうかい

建設業労働災害防止協会（略称：建 災 防）

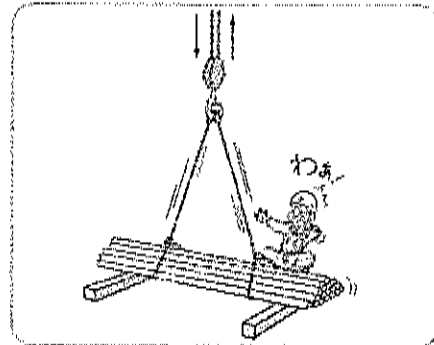
けん さい ぼう

建災防とは建設業を営む事業主及び事業主の団体が会員となって、建設業における労働災害の防止を目的として昭和39年（1964年）9月に労働災害防止団体法に基づいて、設立された公益団体です。

## 事故につながりやすい不安全行動（ヒューマンエラー）の例

### 1. うっかり・ほんやり

玉掛け者からつり荷の巻き上げの合図がないのに、玉掛けが終わっていると思いきみ、運転者が荷をつり上げてしまう。



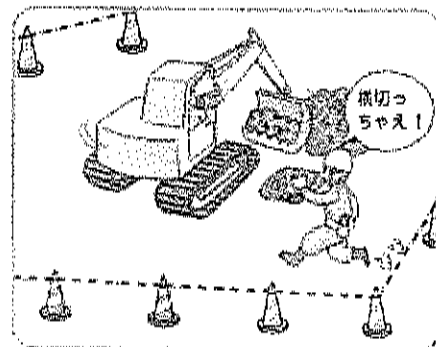
### 2. 錯覚

モルタルミキサーの修理をするとき、同僚が電源を切っているものと思いこんで、作業を始めてしまう。



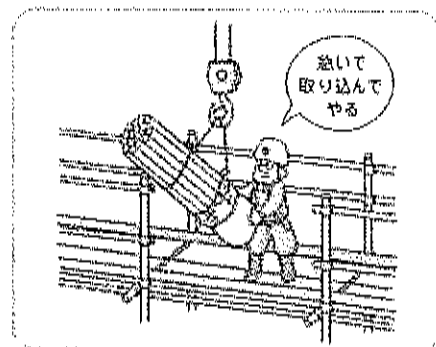
### 3. 近道行為

移動式クレーンや、バックホウ（ドラグ・ショベル）などの作業半径内に立ち入りたり、横切って近道をしようとする。



### 4. 省略行為

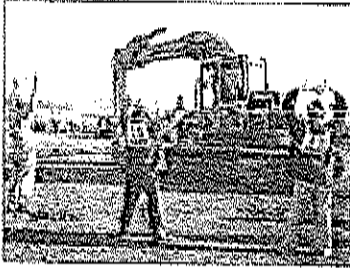
単管足場の手すりを取り外して、材料の取り込みなどを行うとき、安全帯のフックを、手すりにつけずに作業を行う。



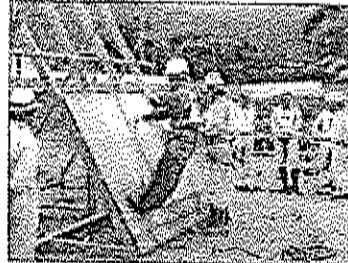
このような不安全行動（ヒューマンエラー）を防ぐためには、労働者ひとり一人に対して、繰り返し、安全衛生教育を行うことが必要です。

## ヒューマンエラー防止に効果的な実技体験訓練の風景例

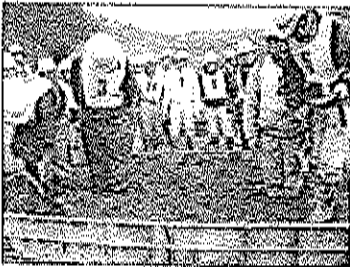
「建設従事者教育」では、労働者の不安全行動(ヒューマンエラー)を防止するため、皆さんの職場で実際に実技体験訓練を行っています。



重機との接触事故防止のため、オペレーターと誘導者の合図確認の実技体験訓練



のり面からの墜落災害防止のための安全带フック掛けの実技体験訓練



土砂崩壊に類似した恐さを体験するための土圧の実技体験訓練



現地K Yの実地体験  
\*ひとり一人がこれから作業する現場で設備や工具類等を点検・確認・確認しながら、危険を予測し対策を立てて、災害を防止します。

## 厚生労働省及び国土交通省はこの教育の実施を推奨しています。

当協会は、国土交通省より建設工事事故防止のための協力要請を受けています。(一部抜粋)

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省大規模官房技術調査課長

平成25年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

I 発注者が実施する対策

7. 安全意識の醸成

- ・直轄工事において、高負荷から提出された安全済列の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の一つとする。(各種チェックリストの活用や看板設置等)

II 関係業団体が実施する対策

6. 各種事故共通重点対策

- (1) 現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進

ア 建設従事者に対する安全衛生教育の実施

関係業団体は、会員各社に対して労働者の不安全行動の防止の観点から労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するための厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止施策が定める方針に基づく建設従事者に対する安全衛生教育を受けるよう働きかける。なお、直轄工事においては、例えば、社協機関(建設業労働災害防止協会等)を活用した当該教育を実施するよう働きかける。

\*本「通達」は毎年度国土交通省より当協会へ協力依頼として通知されています。

## 国土交通省発注工事の工事成績評定に加点されます。

国土交通省発注の工事では施工業者が「建設従事者教育」を実施した場合、工事成績評定の際に「創意工夫・安全衛生」の項目で、2点が加点されます。

なお、地方自治体も国にならい、工事成績で評価、加点をしているところもあります。

詳しくは国土交通省各地方整備局、又は同局事務所にお問い合わせください。

## 建設従事者教育の内容

### 1. 対象者

建設工事現場で直接建設工事の施工に従事する建設従事者です。

なお、職長又は安全衛生責任者もこの教育の対象者に含めることは差し支えありません。

### 2. 対象となる工事現場

建設工事現場が直接的な対象になります。

### 3. 実施者

最寄りの建設業労働災害防止協会都道府県支部（最終頁参照）が実施します。

教育の実施にあたっては、教育内容が事業者にとって「無理なく、無駄なく、現場でやりやすい教育」となるよう、依頼のあった事業者と十分協議し、作業内容に応じた効果的な方法を決定いたします。

### 4. 教育の実施場所

この教育の要請のあった建設工事現場の作業所に、建設業労働災害防止協会の講師が出向いて、教育を実施いたします。

### 5. 教育の実施時期及び受講頻度

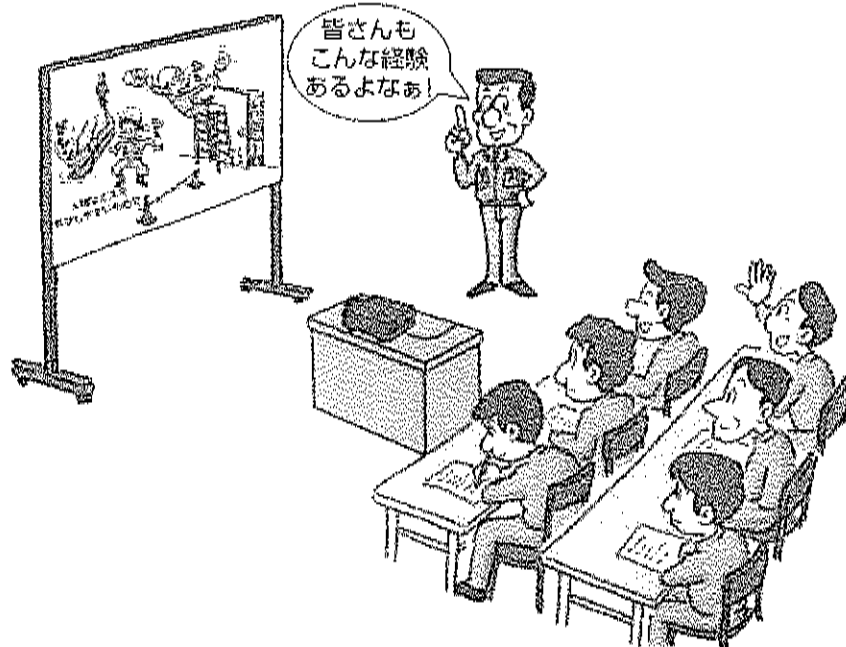
(1) 実施時期：建設工事の着手後、主だった建設従事者の現場入場が出揃う時期であって、事業者が希望する時期に行います。

(2) 受講頻度：原則として現場単位で1年に1回とします。

### 6. 1回当たりの受講者数

実技訓練を行いますので50人程度としています。

なお、小規模工事で建設従事者の人数が20人未満の場合でも、他工事と合同の教育も可能です。詳細は最寄りの連災防都道府県支部へお問い合わせ下さい。



## 7. 教育カリキュラム

原則として、1日（6時間）です。

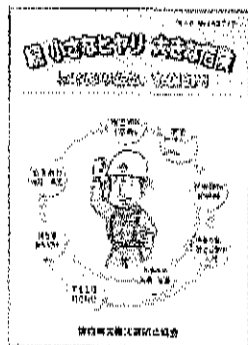
ただし、現場の作業工程の都合等の理由から、建設従事者を集めることができない、又は、まとまった時間をとることができない場合等には、教育依頼時に御相談して下さい。学科（4時間）と実技（2時間）を2日間に分けて実施することもできます。

科目	内容	時間
1. 労働安全衛生関係法令	事業者の責任と労働者の遵守義務	0.5時間
2. 安全施工サイクルに関する事項	安全施工サイクルの実施方法 (安全ミーティング、KY活動、現地KY、作業手順等)	1.0時間
3. 現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項	①現場での安全管理体制 ②現場での安全点検 ③有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 ④その他労働安全衛生に関する具体的実施事項	1.5時間
4. 労働災害の事例及びその対策	作業行動による労働災害防止対策 (ヒューマンエラー関係を含む)	1.0時間
5. 実技訓練 (現場でできる実技体験訓練)	①服装及び保護具（呼吸用保護具、保護帽、安全帯等）の適切な装着方法 ②現場での合図の種類、方法及び確認 ③適切な安全指示の方法と対応 ④その労働安全衛生に関する実技訓練	2.0時間
合 計		6.0時間

\*上記カリキュラム中の太字部分のカリキュラムについては、現場の工事の種類や受講者の職種に応じて下記のような教育内容を用意しております。

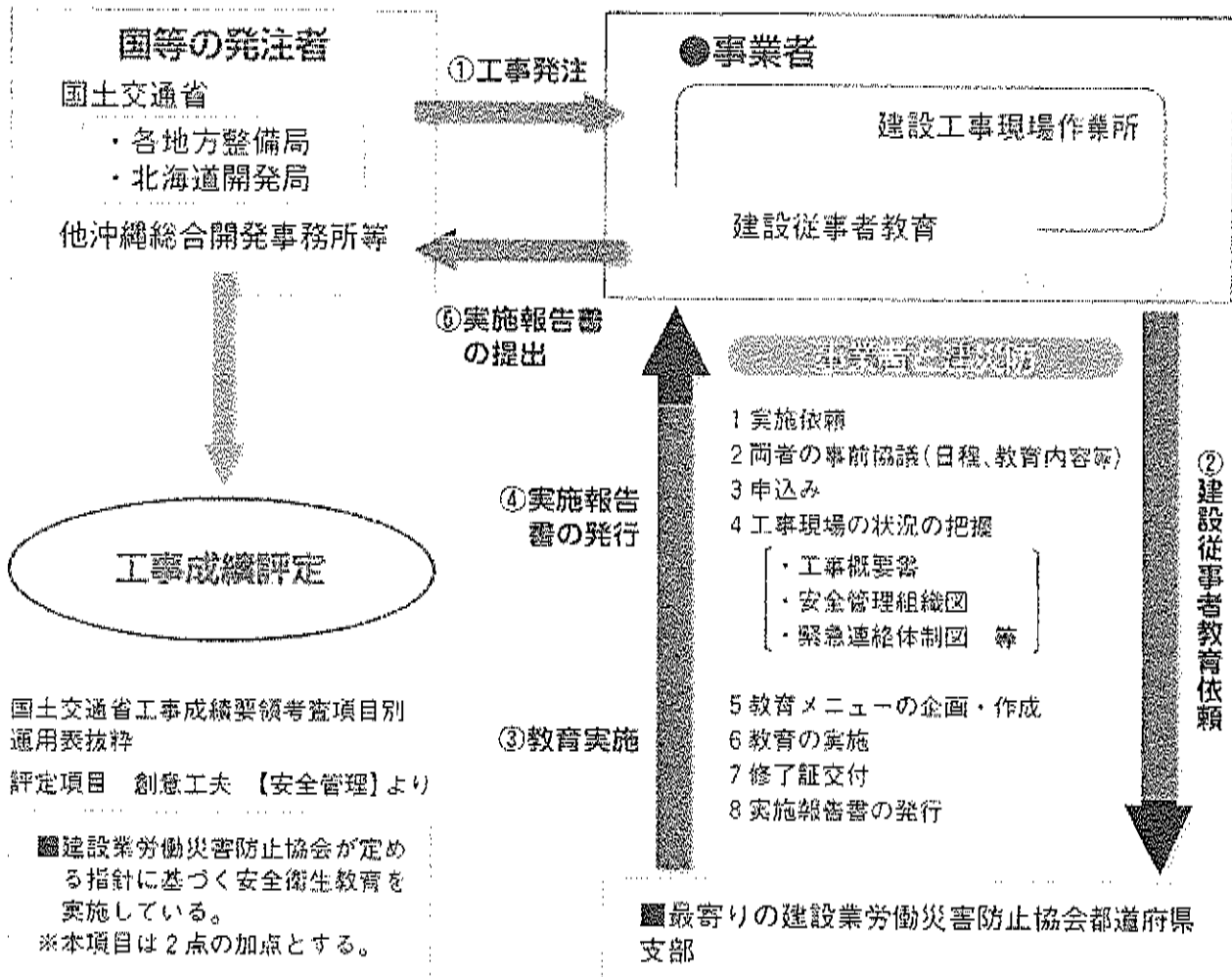
- 建設機械による災害防止
- 墜落による災害防止
- 土砂崩壊による災害防止
- 爆発・火災による災害防止
- 電気による災害防止
- 交通労働災害防止
- 避難訓練の方法
- 消火器の使い方

詳細は最寄りの建設防都道府県支部へお問い合わせください。



【この教育に使用する主な教材】

## 建設従事者教育の実施の流れ



## 教育の感想

実施した現場所長の声(例)



・普段このような機会がないので、今回の訓練は、とても良い勉強になりました。このような訓練の場を設けることは作業員の意識向上に加え、現場での一体感に大きくつながるので、大変よいことだと思います。

・ありきたりの教育ではなく、いつも現場で使っている機械を使用しての教育であったので、身をもって何が危険なのか勉強できました。

・今回の教育を行ったことで、施主からの評価が上がったことは、業者として素直にうれしかった。



「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」実施依頼書

令和 年 月 日

建設業労働災害防止協会

三重県支部長殿

会 社 名	
工 事 名 称	
現 場 代 理 人	

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」の  
実施について、下記要領により申し込みます。

1、 本店所在地			
2、 工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
3、 発注者名			
4、 工事現場 (作業所)			
(1) 所在地			
(2) 電話番号			
(3) fax番号			
5、 工事概要			
6、 教育日程(予定)	令和 年 月 日 ( )曜日 9時 ~ 16時		
7、 教育開催予定場所 (原則として工事 現場所在地)	学科		
	実技		
8、 教育対象者数	人 (見込みで構いませんが、決定次第速やかに連絡をお願い致します。)		
10、 窓口連絡先	担当者氏名	電話番号	
		メールアドレス	
11、 実施結果 報告書等送付先	〒		

建設業労働災害防止協会 三重県支部

〒514-0003

津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館2階

TEL:059-227-5922 FAX:059-225-7011

MAIL: kensaiboumie@yahoo.co.jp



「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」受講者名簿

工事現場名称			
所在地		〒	
現場代理人		実施年月日	令和 年 月 日

番号	所属会社名	氏名	生年月日 (和暦)	職種	経験年数	回数
1			昭和 平成 年 月 日			
2			昭和 平成 年 月 日			
3			昭和 平成 年 月 日			
4			昭和 平成 年 月 日			
5			昭和 平成 年 月 日			
6			昭和 平成 年 月 日			
7			昭和 平成 年 月 日			
8			昭和 平成 年 月 日			
9			昭和 平成 年 月 日			
10			昭和 平成 年 月 日			
11			昭和 平成 年 月 日			
12			昭和 平成 年 月 日			
13			昭和 平成 年 月 日			
14			昭和 平成 年 月 日			
15			昭和 平成 年 月 日			
16			昭和 平成 年 月 日			
17			昭和 平成 年 月 日			
18			昭和 平成 年 月 日			
19			昭和 平成 年 月 日			
20			昭和 平成 年 月 日			

※工事現場名は省略せずに記入して下さい。

※工事現場が複数の場合は、工事現場毎に作成して下さい。

※参加者が20名をこえる場合は、20名毎に作成して下さい。

※経験は現在の職種についての経験年数です。

※回数は、「元方」「1次下請」「2次下請」のように記入して下さい。

本書式に限らず、同様の内容を記載された書面でも構いません。

# 建設従事者教育

## 確認事項

1. 作業できる服装で受講をお願いします。  
服装点検 保護具点検(ヘルメット、安全帯等)。
2. 各自、筆記用具を用意して下さい。
3. 電源を用意してください。
4. プロジェクターはありますか。
5. 重機(バックホー)、ワイヤ、吊荷(現場にある資材で構いません)の準備はできますか。

安全実技では、① 玉掛け作業をします。

② 重機の死角確認をします。

③ 重機の接近確認をします。

④ その他

---

当支部で開催する建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）は CPDS ポイントの登録が可能です。

登録する際に CPDS 学習略歴の受講証明書（PDF）が必要となります。

講習等を受講し、CPDS の登録をされる方は、受講後証明をさせていただきます。

上記受講証明書に必要事項を記載の上、会場に持参し提出するか、受講後に返信用封筒、切手を同封し、当支部へ郵送してください。

申請方法等の詳細については、JMC 土木施工管理技士会連合会のHPを参照してください。

様式1 CPDS 学習履歴の受講証明書

下記に申請者が記入の上、受講証明印の欄に講習会主催者の証明印または担当者の署名をもらってください。

講習会主催者が建設系 CPD 協議会 (P5 1.6) の場合にはこの様式が必須となります。

	項目名	申請内容
申請者情報	申請日	年 月 日
	申請者名(連名不可)	
	会社名等	
	会社住所等	
	tel	
	fax	
	所属団体名	全国土木施工管理技士会連合会
CPDS の登録番号		
プログラム情報	開催日	令和 年 月 日
	プログラム名称 (承認されている場合は CPDSプログラム番号)	( )
	主催者	建設業労働災害防止協会三重県支部
	開始～終了時間	
	CPDS 単位(ユニット数)	
	開催地	

【申請者の方へ】

①参加者の参加時間の確認ができない技術フェア・発表会等の場合には一日毎に証明書が必要です。複数日の受講を一つの証明印で証明することはできません。各日毎に現地で証明印をもらってください。

②学習履歴の申請はこの用紙だけで良いですが、学習プログラム申請の時は審査のためこの用紙の他に主催者発行の講習内容がわかる資料が必要です。

【主催者の方へお願い】

プログラム名、開催日、時間、受講者氏名をご確認の上、証明印をお願いいたします。参加者の参加時間の確認ができない技術フェア・発表会等の場合には当日現地で証明印または担当者の署名をお願いいたします。

受講証明印

**記載例**

下記に申請者が記入の上、受講証明印の欄に講習会主催者の証明印または担当者の署名をもらってください。

講習会主催者が建設系 CPD 協議会 (P5 1.6) の場合にはこの様式が必須となります。

	項目名	申請内容
申請者情報	申請日	年 月 日
	申請者名(連名不可)	
	会社名等	
	会社住所等	
	tel	
	fax	
	所属団体名	全国土木施工管理技士会連合会
CPDS の登録番号		
プログラム情報	開催日	令和 5 年 4 月 1 日
	プログラム名称 (承認されている場合は CPDSプログラム番号)	( )
	主催者	建設業労働災害防止協会三重県支部
	開始～終了時間	9 : 00 ~ 16 : 00
	CPDS 単位(ユニット数)	6
	開催地	

**【申請者の方へ】**

①参加者の参加時間の確認ができない技術フェア・発表会等の場合には一日毎に証明書が必要です。複数日の受講を一つの証明印で証明することはできません。各日毎に現地で証明印をもらってください。

②学習履歴の申請はこの用紙だけで良いですが、学習プログラム申請の時は審査のためこの用紙の他に主催者発行の講習内容がわかる資料が必要です。

**【主催者の方へお願い】**

プログラム名、開催日、時間、受講者氏名をご確認の上、証明印をお願いいたします。参加者の参加時間の確認ができない技術フェア・発表会等の場合には当日現地で証明印または担当者の署名をお願いいたします。

当支部で証明します。

受講証明印  
津市桜橋二丁目177番地の2  
建設業労働災害防止協会三重県支部  
支部長 山野 稔



## 建設工事に従事する労働者に 対する安全衛生教育講習料金の お支払いについて

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の講習料金は、講習終了後、当支部より、実際の受講人数に基づき別紙料金表記載の金額の受講料請求書を「修了証と実施報告書」と共に郵送しますので、それに基づき下記銀行口座にお振込み願います。現金領収等は致しておりませんのでご注意ください。

### 振込口座

百五銀行 津駅前支店 普通預金口座

口座番号 114967

建設業労働災害防止協会三重県支部

(振込手数料は、振込者でご負担ください)

厚生労働省及び国土交通省通達に基づく  
建設工事に従事する労働者に対する安全教育料金表

建設業労働災害防止協会  
三重県支部

料金（消費税を含む）＝ 受講料＋テキスト代
-----------------------

1 受講料（消費税を含む）

(1) 20名以上 (1名につき)	8,000円
(2) 17名～19名	150,000円
(3) 14名～16名	135,000円
(4) 11名～13名	120,000円
(5) 10名以下	110,000円

2 テキスト代（消費税を含む）

使用テキストは依頼者と講師で協議の上決定します。

代表例（1名分）

(1) 建設業における安全作業の決め手	561円
(2) 安全衛生ハンドブック	649円
(3) 安全管理のポイント2冊セット ＋新版目で見える安全	1,848円

令和5年4月1日改定  
(令和5年4月1日以降実施分)

### 3 テキスト代補助（消費税を含む）

建災防三重県支部会員は、下記テキストに限り、テキスト代1名1回当たり500円（500円に満たない場合はその全額）を補助します。

補助対象テキストは、次の通りです。

品番	品名	価格(円)
136140	新版 目で見える安全（土木工事編2）	1,287
136120	新版 目で見える安全（土木工事編）	1,287
136121	新版 目で見える安全（建築工事編）	1,287
136115	目で見える安全 第5集<改訂版>	1,287
142421	新型コロナウイルス感染防止対応版 雇入れ・送り出し時・新規入場時教育用 安全衛生ハンドブック	649
142721	建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感 染防止対応版 建設業における安全作業の決め手	561
142711	続 小さなヒヤリ 大きな危険 あなたの協力、安全職場	462
142700	小さなヒヤリ 大きな危険 あなたの努力で笑顔の職場	462
142630	現場災害防止のポイント －三大災害防止・職業性疾病予防－	407
142621	安全管理のポイント2冊セット 「安全作業のポイント（作業員編）」＋「安全管理のポイ ント（安全衛生責任者・職長編）」	561
142500	建設機械の作業の安全 －油圧ショベルによる労働災害をおこさないために－	385

令和5年10月1日改定  
(令和5年10月1日以降実施分)